

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成17年12月26

日京都市条例第103号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市朱雀工房及び京  
都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロンの管理を行わせるために必要  
な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第103号

### 京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、「センター」の右に「(工房等を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、工房等の利用を制限することができる。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条ただし書きを削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、工房等以外の施設の開所時間及び休所日を変更することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、工房等の開所時間及び休所日を変更することができる。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 京都市朱雀工房及び京都市精神障害者地域生活支援センターなごやかサロ  
ン（以下「工房等」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2号及び第3号に掲げる事業に係る業務
- (2) 工房等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)